

## <別紙1>重要事項説明書

介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部  
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）のご案内  
（令和6年4月1日現在）

### 1. 施設の概要

#### （1）施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部
- ・開設年月日 平成18年10月1日
- ・所在地 埼玉県秩父郡長瀬町大字岩田587番
- ・電話番号0494-66-0000 ・ファックス番号0494-66-4321
- ・管理者名 施設長 横山 央
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1154880007号）

#### （2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じて1日でも長く家庭での生活を営むことができるように支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部 の運営方針]

「介護保険法等に定める基本方針に則り、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者が能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活の維持をめざすものとする。」

#### （3）施設の職員体制

	常 勤	業務内容
・ 医師	1名	医師は利用者の健康管理及び適切な医療処置
・ 看護職員	7名以上	利用者の保健衛生並びに看護業務
・ 薬剤師	0.3名以上	薬剤管理及び服薬指導
・ 介護職員	20名以上	利用者の日常生活全般にわたる介護業務
・ 支援相談員	1名	利用者及び家族の処遇上の相談などの業務
・ 理学療法士等	1名	利用者に対するリハビリテーション実施業務等
・ 管理栄養士	1名	利用者の栄養管理
・ 介護支援専門員	1名	施設サービスの相談や策定等
・ その他 (事務・送迎運転手)	実情に応じた 相当数 (常勤・非常 勤)	施設の一般事務・会計経理／運転業務、営繕業務

(4) 入所定員等	定員	81名		
	・療養室	個室	9室	4人室 18室

## 2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事（\*食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
  - 朝食 8時00分～ 9時00分
  - 昼食 12時00分～13時00分
  - 夕食 18時00分～19時00分
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭又はシャワー浴となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス（退所時の支援も行います。）
- ⑧ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス（原則、月2回実施します。ご希望の方は事前にお申し出ください。）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
  - \*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただいています。

- ・協力医療機関
  - ・名 称 埼玉医療生活協同組合 皆野病院
  - ・住 所 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 2031-1
- ・協力歯科医療機関
  - ・名 称 落合歯科診療所
  - ・住 所 埼玉県秩父郡長瀨町本野上 1083-12

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としている為その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会時間（8：00～17：00）・・・緊急等の場合はこの限りではありません。

- ・面会時は携帯電話の電源をお切り下さい。正面玄関の開錠時間は8：00、施錠時間は17：00です。
- ・外出・外泊・・・お申し出ください。
- ・飲酒/喫煙・・・禁止いたします。
- ・火気の取扱い・・・禁止いたします。
- ・設備・備品の利用・・・利用者の心身の状態に応じて必要な備品をお使いいただけます。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・・危険物と判断できるもの、食品等制限をさせていただく場合があります。
- ・金銭・貴重品の管理・・・原則としてお持ちにならないようお願いいたします。
- ・外泊時等の施設外での受診・・・介護老人保健施設は医療に係るほとんどの費用を負担いたします。入所中に他の病院を受診された場合も同様ですので、必ず事前にご相談ください。
- ・宗教活動・・・他利用者への迷惑行為と判断される場合は制限させていただく場合があります。
- ・ペットの持ち込み・・・禁止いたします。
- ・植木鉢・生花・・・原則禁止致します。

#### 5. 虐待の防止のための措置

- ・施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- ② 施設における虐待防止のための指針を整備しています。
- ③ 施設において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を規定しています。

【虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者】

施設長（責任者）、介護支援専門員、支援相談員

- ・施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力いたします。

#### 6. 身体的拘束等の禁止

- ・施設は、サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとします。
- ・施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ・施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じています。
- ① 施設における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ② 施設における身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- ③ 施設において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

## 7. 非常災害対策

- ① 施設は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めています。
- ② 施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行っています。

【防災設備】 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知機、非常警報装置等

【防災訓練】 年2回（日勤帯訓練1回、夜間帯訓練1回）

## 8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」「飲酒」「火気類の持込み」「許可されていない飲食の持込み」などは禁止します。

## 9. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。  
（電話 0494-66-0000）

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。

また、最寄りの市町村、埼玉県国民健康保険団体連合会でも相談・苦情を受け付けています。

【長瀬町 健康福祉課】 電話 0494-66-3111

【埼玉県国民健康保険団体連合会（介護福祉課）】 電話 048-824-2537

<別紙2>

介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスについて

令和6年12月1日

1. 短期入所療養（介護予防短期入所療養）サービス

当施設での短期入所療養（介護予防短期入所療養）サービスは、どの介護サービスを提供すれば家庭での生活が維持できるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。

この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者・代理人の希望を可能な限り取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

- ◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- ◇リハビリテーション：原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。
- ◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを計画書に基づいて提供します。
- ◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

2. 利用料金 ※尚、1点10円として利用者の費用負担で計算しています。

(1) 基本料金

① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護（要支援）の程度によって利用料が異なります。

\*以下は1日当たりの自己負担分です。

	1割負担適用者		2割負担適用者		3割負担適用者	
	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室
要支援1	613円	579円	1,226円	1,158円	1,839円	1,737円
要支援2	774円	726円	1,548円	1,452円	2,322円	2,178円
要介護1	830円	753円	1,660円	1,506円	2,490円	2,259円
要介護2	880円	801円	1,760円	1,602円	2,640円	2,403円
要介護3	944円	864円	1,888円	1,728円	2,832円	2,592円
要介護4	997円	918円	1,994円	1,836円	2,991円	2,754円
要介護5	1,052円	971円	2,104円	1,942円	3,156円	2,913円

◎加算単価

項 目	自己負担額
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22円/日
(Ⅱ)	18円/日
(Ⅲ)	6円/日
夜勤職員配置加算	24円/日
療養食加算 (1日に3回を限度)	8円/回
送迎加算	184円/片道
個別リハビリテーション実施加算	240円
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) 一月につき所定単位×71/1000	所定単位は上記項目 (介護報酬含む) より算定した単位数の合計

- \* 入所時および退所時に送迎を行った場合には、片道184円(2割368円)(3割552円)加算されます(送迎加算)。
- \* 介護福祉士が、介護職員の80%を超えた場合、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)一日につき22円 60%を超えた場合、(Ⅱ)18円 50%を超えた場合、(Ⅲ)6円が加算されます。
- \* 個別リハビリテーション実施加算として、当該利用者に対し、理学療法士・作業療法士が、リハビリテーション計画に基づいて個別リハビリテーションを20分以上行った場合には240円(2割480円)(3割720円)が加算されます。
- \* 入所者20名に対し1名以上、かつ入所者41名以上では2名以上の夜勤体制を取れる場合、夜勤職員配置加算として24円(2割48円)(3割72円)が加算されます。
- \* 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)として、一月の保険請求額に7.1%が加算されます。
- \* 療養食加算として医師の食事せんに基づいて糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に1回につき8円(2割16円)(3割24円)(1日3回を限度)が加算されます。
- \* なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。  
緊急時治療管理518円、特定治療(老人医科診療報酬点数表により算定)

(2) その他の料金 (保険外費用)

① 食費、居住費

利用者負担段階		食費	居住費 (多床室)	居住費 (個室)
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、 老年福祉年金の受給者 ●生活保護受給者	300円	0円	550円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計 所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 80万円以下の人	600円	430円	550円
第3段階	第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,000円	430円	1,370円
	第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,300円	430円	1,370円
第4段階	市町村民税課税の世帯	1,660円	437円	1,728円

\*食費、居住費について国が定める負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費、居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。

② 理美容代 (1回あたり) 3,000円

③ 日用品費 1日 290円

他 実費 (別紙記載)

日常で使用するもの(食事用エプロン等)ご家庭でお使いのものがあればお持ち下さい。  
タオル類におきましては、感染防止と衛生介護の一環として専門業者に依頼しております。  
つきましては当施設でご用意いたしますので、私物の持込はご遠慮下さい。

④ 教養娯楽費 1日 150円

新聞、雑誌(定期購読料)、利用者の写真、各種レクリエーション等に使用する画用紙、折り紙、のり、絵の具、ペンなどの材料費、園芸などに使用する種、苗、肥料など、映画鑑賞会などに使用するビデオテープ、レンタル料、各種行事(納涼祭、敬老会、クリスマス会など)で使用する飲食代、外部からの出演者への出演料など。

⑤ 洗濯代 1ネット 690円(洗濯物管理用シール取付け手数料1枚50円)

\*当施設が委託契約している外部業者による洗濯を行った場合のみご負担いただきます。週に2回以上定期的にご家族が行っていただける場合はこの限りではありません。

⑥ 洗濯機使用料(施設設備) 1回 100円

- ⑦ 個別電気器具使用料                    1日            50円  
⑧ 通話料金                                (一般電話・携帯電話／通話時間による。)

(3) 支払い方法

- ・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法があります。

銀行振込の場合は以下の口座にお振込み下さい。

埼玉りそな銀行    秩父支店    普通預金    口座番号    4423896  
医療法人社団 医新会

<別紙3>

## 個人情報の利用目的

(令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔当施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

当施設は利用者からの個人情報を入居、又は通所中はもちろん退所後も第三者に故意、または過失によつての漏洩や利用者に無断で使用したりいたしません。また、当施設は個人情報保護方針及び個人情報保護管理規定を策定し、個人情報保護に関して等施設の従業員の教育を行います。